慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近世経済史上に於ける企業家の地位（四）
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.8 (1918. 8) ,p.1115(87)- 1126(98)
JaLC DOI	10.14991/001.19180801-0087
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180801-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

旨を定むるときは其定款は無論有效なりと云はざる可らず蓋し此場合には名義書換を制限するものにあらずして會社が讓渡の事實を完全に認定するの方法を定めたるものと云ふを得ればなり。（未完）

近世經濟史上に於ける企業家の地位（四）

阿部秀助

五

フッガー家の資産が鑛山業によりて如何に急激に增加せしやは吾人が以上述ぶるが如し、而して彼れが當時に於ける以太利の富豪が試みしが如き資金運用政策を宗教上及政治上の權力者に對して實現せしことは彼れの法王廳及西班牙に對する關係によりて知るを得可し、蓋羅馬の大本山が單に宗教上及政治上に於て重要視せられしのみならず、同時に財政及經濟上に於て顯著なる意義を有せしことは、十九世紀最大の史家ランケをして「吾人は玆に法王廳の財政を叙述せんと欲す、此財政組織たるや單に、宗教的國家其者のみならず同時に之れが齎らしたる例證よりすれば全歐州にとりて顯著なる意義を有するものなり、彼の中世に於ける、兩替商の發達は主として當時に於て支拂はれし換言すれば總ての方面より法王廳

に齎らされし之れが收入の狀態に歸す可きものなると共に、少からず吾人にとりて注意す可き事項は此時代に於て總てを包括し殊に交換の一大要件たりし國債なるものが、羅馬の大本山に於て初めて組織的に發達せしことなりとす」(一)と云はしめしが如く實に法王廳の財務は其起源に於て最も古き歷史を有すると共に且つ當時にありて最も完備せる財政組織にして、之れが活動の狀態は一般歐洲の經濟上に及ぼしたる影響極めて顯著なり、即ち積極的方面にありては寺院殊に羅馬の大本山の募債事業が當時に於ける歐洲の有力なる金融機關殊に以太利の銀行業者に與えたる影響の如き消極的方面にありては中世寺院法の命ずる利子禁止說が當時に於ける資金供給上に及ぼしたる如き、經濟史上幾多興味ある問題を有するに不拘今日に至る迄、舊敎的國家に對する財務組織の研究は未だ充分なりと稱するを得ず、殊に當時に於ける法王廳の課稅目たる Servitia 及 Spolia の起源及之れが初期の歷史に就きても尙ほ研究を要する點多く、更に法王廳其者の財政要求が如何に以太利の企業界進んでは歐洲其者の經濟上に及ぼしたる影響の如きも經濟史家の注意に値する問題なりとす、吾人は次ぎに「ラント」の研究の中心として舊敎的國家の財務組織及之れが課稅目に就きて論せんと欲す。(二)

註一　L. v. Ranke, Die römischen Päpste in den letzten vier Jahrhunderten. BI. s. 261.

註二　W. E. Lunt, Financial System of Mediaeval papacy. (The Quarterly Journal of Economicis, volume XXIII. P. 260—295)

中世の初期を通じて羅馬の本山には殆んど嚴密なる意義に於ける財務組織なるものなく而して當時に於ける法王の收入は單に之れが世襲財產によりて齎らされしものなりしが、西曆紀元八世紀に至りペーター、ペンス即ち拉丁語の denarius petri (三) 及或種の寺院及修道院に對する課稅より成る新財源を見るに至りしが但、之れが徵收方法は只だ時機の許す場合にのみ納稅者自から支拂しものにして、其後、財務上特定の行政機關を必要とするに至りし第一の動機は法王が收入の增加を必要とするに至りしことなりとす、即ち十二世紀の後半期に於て政治上、宗敎上、法王の權力が增大するにつれて一面收入の膨脹を來たす必要あるを信じ、インノセント三世(一一九八—一二一六)の際には之れが爲めに特別なる事務官を任命して出來だけ徵稅の實を擧げんとせしも然かも本山の費用が年々增加の傾向を有

せしことは、到底從來の課稅のみを强迫的に徵收するのみにては充分に其需要を滿足せしむること能はずして遂に十字軍の時代に及べり。

註三　拉丁語の denarius petri は英の peter-pence 獨の petrspfennng 又は petersgroschen にして之れが起源は西曆八世紀以來英國が法王に對して提供せしものにして、即ち七百二十五年英の「ウエセックス」王イナが羅馬に於ける英國僧侶の校舍を維持すると共にペトリー及パウリーの寺院及墳墓を保存するを目的としせしものにして、年々「ペーター」の日（六月二十九日）を以て各戸より一「ペンニー」を徵收するにあり、而して之れが徵集額は十三世紀に於ては英國王の收入を著しく超過せり、但、之れが起源說としては他に有力なるものあり即ち八百五十五年羅馬に巡禮せし「エテルウルフ」が三百馬克を年々法王に齎らせしにありとなせり、尙ほ此課稅は十一世紀以來は丁抹及波蘭に於て十二世紀以後は瑞典、諾威、アイズランドに於ても徵收せられたり、只だ英國にては既に「エドワード」三世の如き千三百六十五年此課稅を徹廢せんことを試むるに至り、而して此擧は「ヘンリー」八世によりて發布せられたる千五百三十二年の條例によりて初めて實現せらるるに至れり。其他普魯西、佛蘭西、西班牙に實施せんとする法王の意志は遂に貫徹せられざりき。

十字軍時代は羅馬の本山が新課稅の實施によりて鞏固なる財政的基礎を創造せし出發點となりしものにして即ち當時舊教界の總ての僧侶によりて納められし十字軍資金の徵收は之れが初期にありては各地の僧正、其教區內の資金を集め、其機會の許す範圍に於て之れを羅馬に送りしも然かも以上の方法にては、充分に資金を集むること能はざりし結果、漸次其徵稅の權力を中央部に移すに至りしが此制度の略ぼ完成せしは千二百七十四年のことなりとす。斯くて主要なる財政的權力が地方より中央部に移りしことは、從來、無勢力の地位なりし法王廳の大藏省即ち Camera をして最も重要なるものたらしめしものにして、此省の勢力は十四世紀に至る迄、漸次增加するに至れり、今、法王廳の財政が發達の頂點に達せし十四世紀の中期に於ける之れが財政組織を見るに左の如し。

Camera にありて最も重要なる任務を有するものは法王廳の財務を統括し且つ法王の如き最高權に關してのみ責任を有する Camerarius にして彼れは法王廳の財政策を規定するの權能を有するは勿論、部下の任免權殊に收稅吏を任命して彼等の職務を監視するの權なり Camera にありて彼れの次位にあるものは出納官にして彼れは各地より齎らさるゝ稅金を保管すると共に一面、法王の命によりて之れ

を支出し、斯くて毎年一回、其支出入額を大藏會議に提出するものなりとす、出納吏は Camerarius と同じく收稅吏任命權を有するも、其地位は明かに大藏省の長官に隷屬するものなりとす、次ぎに Camerarius を補助する書記官級のもの二人又たは三人なり、彼等は省内の事務を司どる以外に、時に特使として他に派遣せられ、又た收稅吏を任命することあり、以上、述べし以外に省内の事務に從事するものに Scriptores あり、又た專ら他に對する使者として働くものに Cursores あり。

次ぎに省の外部にありて各地方より課稅を齎らす收稅吏に就きて見るに、彼等は多くの場合を通じて法王又た Camerarius の意思によりて下級の者より任命せらるゝものにして、彼等は各自所管の方面に赴きて其地方に於ける僧正其他の僧官と議して更に副收稅吏なるものを各教區に派す、而して實際の徵稅事務は多く此副收稅吏によりてなさるゝものなりとす、尙ほ收稅吏には徵稅の實績を擧げせしむる爲め破門を宣告し得る權を附與せしものなりとす、以上の如くして徵集せられし課稅が Curia に達するには、其間種々の方法を以てせしものにして、即ち收稅吏自から之れを羅馬に齎らす如き、或は之れが送達の爲めに特別の使者を派遣することあるも、然かも普通の場合としては預金又たは資金の送達を任務とする以太利の銀行によりて營まれしを常とす、而して十三世紀の初期に於て此任務に服せしものは所謂武士講なるものなりしが其後、法王廳の財務が單に徵稅事務のみにあらずして募債事業の如きを生ずるに及んで、到底以上の方法にては之れが任務を遂行すること能はざる結果よりして既に同世紀の後半期にありては以太利の銀行業者代つて之れが任務に服するに至れり、即ち法王廳の用達をなす銀行にして殊に Camera と密接なる關係を有するものを Mercatores Camerae と稱し、彼等は一面、法王廳内に各自の代表者を有すると共に、他の一面に於ては歐洲の重要なる金融的中心に支店又たは代理店を派出せり、而して各地の收稅官は自己の下に徵集せし稅金を Curia より某々 Mercatores Camerae に預込む可しとの命に接する迄は修道院の如き比較的安全なる場所に保管し、次で銀行は收稅官によりて提供せらる、金額に對する受取證を交付す、而して此受取證に於ては額面の金額を收稅官又たは法王の代理者の要求により所定の場所に於て相違なく交付す可きことを約す、此場合にありては銀行は盜難又たは難船の如き危險に對して全責任を負擔し、之

れを返濟する保證として銀行其者の所有財産を以てせり、斯くて銀行の手元に來りたる現金は即次羅馬に送達せらるゝか、或は之れを受取りたる銀行が一時預金として手元に保管し更に他の事業に對して資金の必要を促せし場合には一時之れを流用して其間利益を求めし場合少からず、尙ほ法王廳其者に關係して利益の生ずる場合は所謂兩替の如き、其他、法王廳の收入を擔保として公債を募集せる場合にして殊に後者の場合にありては法王は直接間接之れが利子を支拂しものなりとす、更に Mercatores Camera によりて占めらるゝ利益は彼等をして法王廳以外の事業に關係せしむることなりとす、例者、羅馬に參拜する幾多の僧侶中には自己の榮職を求めんが爲めに或は法王の要求を果たさんが爲めに特に Camera に關係を有する銀行家によりて資金の調達を受くるを常とす、斯くの如き場合は其契約以前に法王の認可を必要とするものにして、即ち債權者に對して特に法王が保護を與えしことは以太利の銀行家をして歐洲諸國の財政的關係に於て最も重要なる地位を得せしめしものなりとす。

法王廳の財源たる課稅は其性質に於て互に相異なり、從つて嚴密に之れを分類すること不可能なりと雖、假りに次ぎに述ぶるが如き五種類となすを得可し。先づ第一の法王領よりの收入は法王が恰も一般的君主に見るが如き地位よりして受くるものにして、主として領民に課せらるゝ所得稅及手數料等より成り、前者は一時法王廳の財政にとりて重要なる意義を有せしに不拘、昔時の世襲財産が法王廳に編入せられし結果、自から其意義を失ふに至れり、而して以上の收入に對しては特別なる行政機關を有す、次ぎに第二種は Census と稱せらるゝものにして、原來は地代を意味するのみなりしが、漸次年代を經過すると共に諸種の財源を包括するに至れり、例者、法王領內に存せざる修道院が其地方の政治上又たは宗敎上の勢力家の壓抑を避くる爲めに之れが所有主を法王となし、其代りに年々一定の稅を收めしことあり、而して之れが數は英國にては千三百二十七年に於て二十三ヶ所其稅額十磅六志四片なりとす、但、大陸方面は其面積の大なりし丈け其數も多かりしが如し、更に地上の支配者即ち王侯、貴族又たは都市が其所有する領地に對して「セント、ペーター」の保護を仰ぐ爲めに前者と同じく一定の稅を納むるものあり、而して此種の例證としては英王「ジョン」が千二百十三年に千馬克を法王廳に納めたる

が如き、又「ボニフェス」八世の際に「ネープル」「シヽリー」「コルシカ」及「サルヂニア」の王侯が年貢を納めたるが如きあり、尙ほ吾人が前に述べたる「ペーター」稅の如きも等しく此の課稅目中に編入せらるゝものなりとす、次ぎに第三種の財源は十字軍と關連せる所得稅にして即ち第一十字軍の軍資金として「インノセント」三世によりて課せられしものにして千百九十九年に於ける御敎書によれば總て僧籍にあるものは各自の一年間の所得稅の四十分ノ一を納む可きことを以てせり、但、實際上に於ては普ねく一般に課せし場合と或特定の地方に依りし場合と又年限の如きも短きは一年長きは六ヶ年に及べり。　其後、此課稅は「ホノリウス」三世及「グレゴリー」九世以後に於て一般在家の上にも及さんとせしも何等の成功を見ざりき、尙ほ此課稅の目的の如きも原來の意義を離れて十三世紀の後半期にありては羅馬大本山の必要上より課せらるゝに至り其課稅額も所得の十分ノ一を前後兩回に納付することなり、若自己の所得額を僞りしものは破門の刑に處せられしものなりとす斯くて此種の稅より生ずる額は初期に於ける法王廳の收入中最も大なる部分を占め、現に英國に於ける十分ノ一稅は千二百九十一年より九十二年の間に於て二萬一千磅に達せり。　但、佛蘭西、及英國の如き君主權の强大なる地方にありては、之れが稅額を充分に確保すること能はざりしものなりとす、尙ほ以上の課稅と略ぼ相同じき性質を有するものとして十四世紀に發達せし一種の所得稅に其名稱を Subsidium Charitativum と稱し、原來は十二世紀の頃に各地の僧正が各自監督の敎區內にある僧侶より非常の場合に於て徵收せしものなりとす而して此課稅は法王の意志によりて課せらるゝ自餘の所得稅と同じく法王廳の收稅吏によりて取扱はれしものなりとす。　次ぎに第四種の財源は所謂 Benefice Taxes にして此課稅の名目中に包括せらるゝ諸稅は法王の最上權によりて課稅の目的たり得る宗敎上の財產及官位に課せらるゝものにして、十四世紀の頃にありては法王廳收入の財源中最も必要なりしものなりとす、即ち此種の稅目として吾人の第一に注意す可きものは慣習的に發達せる Servitia にして、此稅は大小の僧官が法王によりて任命せらるゝ場合に納付せらる可き賦課金にして更に之れを嚴密に區別する時は法王其者に納付せらるゝ Servitia Communia と下級の僧官に仕拂はるゝ Servitia Minuta より成れり、其後「ウルバン」五世に及んで高位の僧官は年々自己所得の三分ノ一を課

稅として仕拂ふ可きを規定し、(但、百「フロリン」以下の收入を有する僧正は之れを免除せり)若、此規定に違背するものは破門に處す可きを以てし、又、納稅を怠りし者は其資產を差押ゆることを以てせり。尙ほ此課稅は收稅吏の手を經ずして直接Camera に納付せられしものなりとす、次ぎに benefice Taxes 中最も重ぜられしものは fructus primi anni, annalia, fructus medii anni の語により現はされたるものにして此語の意義は要するに僧官初年の收入を意味するものなりとす、而して此種の收入を一種の稅目として法王廳の財源たらしめし初期の法王は「クレメント」五世なりとす尙ほ此課稅は Servitia の場合と異なりて收稅吏によりて徵集せられしものなりとす、以上の外に Spolia なるものあり、此課稅は嚴密なる意義に於て Benifice tax に編入せらる可きものにあらざるも、尙ほ多少の關係を有する結果、玆に附加して考ふるに要するに大僧正、僧正其他、僧官の資產にして其遺言狀中になきもの、又た直接宗敎上の必要を見ざるものは總て法王之れを所置する權利を有する結果より して發生するものなりとす、最後に第五の財源としては近世史上、大問題を構成せし赦免罪符の如きものあり。

東洋唯一の清涼飲料は
天然炭酸瓦斯と天然鑛泉を以て製造せる
ミツ矢……サイダー
ミツ矢……平野水
ミツ矢……ラレンナ
記念飲料コロー
宮內省御用達
帝國鑛泉株式會社
本社 東京市日本橋區小網町
支店 大阪市北區曾根崎
工場 摂津國平野